

## 三重県高齢者専用賃貸住宅登録基準

三重県において高齢者専用賃貸住宅を登録する場合は高齢者の居住の安定確保に関する法律第六条（登録の基準等）による他以下の基準を満たすものとする。

### 1. 専用住戸の基準

- (1) 個室とすること。ただし、配偶者、60歳以上の親族（親子、兄弟等、社会通念上の家族の範囲内に限る）又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると知事が認める者との同居についてはこの限りでない。
- (2) 専用住戸内に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室のすべてを備えている場合は、25㎡以上の床面積を有していること。
- (3) 面積の算定は、壁芯方法によるものとし、パイプスペースは除くものとする。

### 2. 各戸の床面積が18㎡以上25㎡未満の場合において「居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」とみなされる場合の基準（規則第3条の2）

- (1) 高齢者が共同して利用する居間、食堂、台所等の床面積の合計（廊下、トイレ、風呂、収納設備等は除く）が、入居者（25㎡未満の居室の定員）1人あたり概ね3㎡以上を確保していること。
- (2) 入居者が外に出ることなく、かつ階段を使わずに高齢者が共同して利用する居間、食堂、台所等へ移動することが可能であること。
- (3) 居間、食堂の近くにトイレがあることが望ましい。

### 3. 各戸に台所、収納設備又は浴室を備えていない場合において、「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とみなされる場合の基準（規則第3条の3）

- (1) 台所
  - ・ 外に出ることなくかつ階段を使わずに利用できる位置に設置すること。
  - ・ 住戸のある階ごとに設けること。ただし、各階の定員が9名以下の場合はこの限りでない。
- (2) 収納設備
  - ・ 外に出ることなくかつ階段を使わずに利用できる位置に設置すること。
  - ・ 入居者が個別に施錠可能なものを戸数と同数以上設けること。（幅1.8m程度のものが望ましい。）
- (3) 浴室

- ・ 外に出ることなくかつ階段を使わずに利用できる位置に設置すること。
- ・ 概ね入居定員10名につき1以上の浴室を設けること。なお、複数が同時に入浴可能な共同浴室は、一度に利用できる人数分の浴室を備えているものとみなす。
- ・ 住戸のある階ごとに設けること。ただし、各階の定員が9名以下の場合又は共同浴室を設置する場合はこの限りでない。

#### 4. 介護保険関連施設等を併設する場合の基準

- (1) 高齢者専用賃貸住宅として必要となる設備（浴室、食堂等）は、当該併設施設とは別に単独で設けること。（事務室、厨房等の管理部門については共用可）
- (2) 高齢者専用賃貸住宅の入居者と当該併設施設の利用者の動線が重ならないようにすること。ただし、改修の場合等で物理的に困難な場合はこの限りでない。
- (3) 高齢者専用賃貸住宅と当該併設施設とは、界壁又は遮音上問題とならないような間仕切り等により明確に区分すること（扉の設置は可）。

※ なお、生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅（緊急通報、安否確認、食事の提供等のサービスを提供する高齢者専用賃貸住宅）の設置にあたっては、県に事前相談を行うこと。

#### 施行期日

この基準は、平成23年2月17日から施行する。